



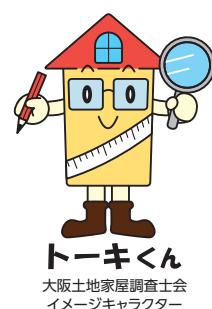
み お つ く し
標 零

土地家屋 調査士 大阪



大阪土地家屋調査士会

〒540-0023 大阪市中央区北新町3番5号 TEL: 06-6942-3330 FAX: 06-6941-8070
e-mail otkc-3330@chosashi-osaka.jp



大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

土地の境界問題でお困りの方
「境界問題相談センターおおさか」で解決できるよ!

市民
紛争当事者



合意解決

境界の専門家「土地家屋調査士」と
法律の専門家「弁護士」との
協働による紛争解決機関です。

境界問題相談センターおおさか

隣人との話し合いによる解決を目指します。
お気軽にご相談ください。

要予約

06-6942-8750

受付／月一金 9:00～17:00(土・日・祝は除く)

※電話での相談はお受けいたしておりません。当日ご予約なしでお越しになられた場合
ご相談を受けていただけない場合がございますのでご注意ください。

〒540-0023

大阪府中央区北新町3番5号

大阪土地家屋調査士会 会館5F

電話 (06) 6942-8750 (代表) FAX (06) 6942-8751

E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp



4 **令和2年度 第82回定時総会を開催**

6 表彰を受けた人たち

7 祝辞 大阪法務局長 末永 雅之様

9 **令和2年度 支部総会報告**

11 大阪法務局 着任のご挨拶

末永 雅之大阪法務局長

久保井 浩美大阪法務局民事行政部長

13 懲戒処分事例

18 政治連盟だより

大阪土地家屋調査士政治連盟 第21回定時大会

19 大阪青年土地家屋調査士会だより

20 協同組合だより 第27回通常総代会開催

21 大阪公嘱協会だより

22 会員異動

25 常任理事会・理事会

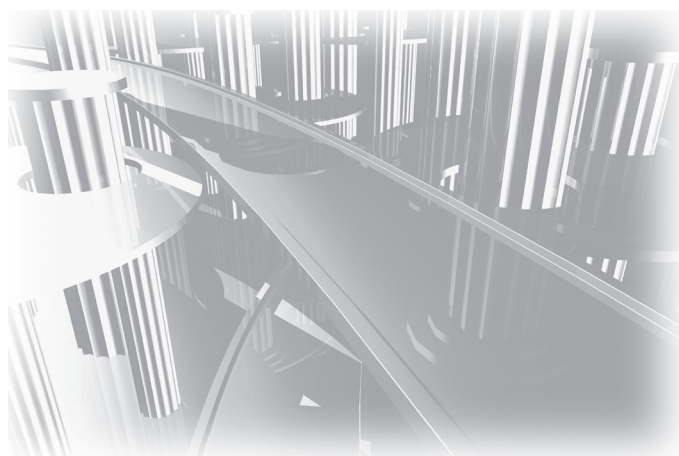
27 業務日誌

28 公嘱協会の動き

28 行事予定

29 編集後記

30 おくやみ／訃報の対応／支部別会員数





大阪土地家屋調査士会の令和2年度第82回定時総会が、5月29日（金）午後2時から大阪土地家屋調査士会館4階で開催されました。本年は新型コロナウイルスの影響があるため例年行われていた太閤園での開催ではなく、出席者を極力控えていただきまして、また来賓の方々にも事情を考慮していただきましての開催となりました。当日は、本会会員数992名のうち22名が出席、委任状提出者は696名でした。

定刻に雨宮敏之総務部副部長の司会で開会宣言がされた後、物故者への黙とうが行われ、芳多正行副会長の開会の辞で始まりました。

初めに中林邦友会長が、「今年は今までに経験したことのない設営を行い、例年とは違う形で総会を迎えることとなりましたが、本日の総会の中でいただいた質問やご意見をこの一年の反省とともに、これから一年間の糧となるようにしていきたい」と挨拶されました。その後、中央支部の延山奎柄支部長・大阪城支部の西田修尋支部長が議長に選出され、議事進行がなされました。

令和元年度会務ならびに事業経過報告は、竹本貞夫副会長から①変化に順応できる組織構築②将来を見据えた財政基盤の確立③土地家屋調査士制度制定70周年に向けた広報活動の充実・強化④適正な業務の検討・周知及び業務の拡充という統括的な報告がなされ、各部の詳細説明は、山脇優子総務部長、河崎尊財務部長、濱口泰隆業務研修部長、森脇英明社会事業部長がそれぞれ報告した後、事前にあった質問事項として前回総会時の選挙公約について実現に向けてどの程度進んでいるのか、そしてどのように実現していくのか等の質問があったため、中林会

長が答弁されました。また非調問題について、70周年事業PT会議での報告について等の質問があり、それぞれ芳多副会長と山脇総務部長が答弁され、挙手多数にて承認されました。

続いて審議事項の第1号議案として、「令和元年度決算報告に関する件（各特別会計を含む）」が上程され、河崎財務部長から説明が行われた後、加藤幸男監事の監査報告がありました。質問事項は特にないため審議に移り挙手多数にて承認されました。

第2号議案では、「会則の一部改正の件」について山脇総務部長から説明があり、事前質問について答弁をされました。この議案は会則47条第1項に規定するもので特別決議を要するため議場閉鎖を行ったうえで審議され、賛成が過半数に達し可決・承認されました。

第3号議案では、「会則別紙（入会金及び会費に関する規程）の一部変更の件」について河崎財務部長から説明が行われ、事前質問について答弁が行われました。前件に続きこの議案も特別決議を要するため議場閉鎖を行い審議され、賛成が過半数を占め可決・承認されました。ここで予定していた時間を超えて協議されていたこともあり延長動議がなされ20分の延長が認められました。また議長より議場閉鎖の解除及び5分間の休憩の後、審議が再開されました。

続きまして第4号議案の「令和2年度事業計画案に関する件」と第5号議案の「令和2年度歳入・歳出予算案に関する件」については、関連があると考えられるため一括にて上程とする意見があり、異議のないため一括上程されました。第4号議案の重点施策として、

- ① 表示登記制度と土地家屋調査士制度の充実・発展の為の一助となる活動を行う
- ② 大阪会の組織・予算のあり方を検討し、効率的な会務運営を行う
- ③ 業務の拡大、新しいビジネスチャンスの探索、適正な報酬により、会員の事務所経営の安定を目指す
- ④ 積極的な広報活動を行うと共に、品位の高揚と資質の向上につとめ、土地家屋調査士の社会的地位を上げられるよう努める
- ⑤ 次世代の制度の担い手となる若い会員やこれから土地家屋調査士を目指す人々の為の基盤作りを検討する

の5項目について中林会長から説明がなされた後、各部長から事業計画の説明がなされました。第5号議案については河崎財務部長より説明がなされました。その後事前質問において、70周年事業が中止となる場合には代わる事業は検討



中林会長

しているか、非調問題について啓発啓蒙活動が必要なのでは等の質問・要望がありそれぞれに答弁の後、賛成多数にて可決・承認されました。全ての審議事項が無事終了し、拍手の中で両議長は降壇されました。

最後に閉会の辞を竹本副会長が行い司会者の終了の言葉を以って総会は閉会致しました。

本年の総会は、新型コロナウイルスの影響で場所を変え人数も極力少なくなるようお願いし、懇親会も中止となる中、時間延長をしながら多数の質問や意見を頂戴し、中林会長が開会時に話されていた今後の糧となる総会になったと思います。

(社会事業部長・森脇英明)



第 82 回定時総会 式次第

I. 開 会

1. 物故者に黙とう

1. 開会の辞

1. 会長挨拶

II. 議 事

1. 議長選出・挨拶

1. 議事録署名者選出

1. 報告事項

令和元年度会務ならびに事業経過報告

1. 議案審議

第1号議案 令和元年度決算報告に関する件（各特別会計を含む）

第2号議案 会則の一部改正の件

第3号議案 会則別紙（入会金及び会費に関する規程）の一部変更の件

第4号議案 令和2年度事業計画案に関する件

第5号議案 令和2年度歳入・歳出予算案に関する件

III. 閉 会

1. 閉会の辞

表彰を受けた人たち (敬称略)

大阪法務局長表彰

金子 正俊（大阪城） 米山太一郎（中河内）
北川 貞司（北河内） 梶谷 信（北 摂）
佐藤 修（北 摂） 中川 耕一（ 堺 ）
桧山 一志（ 堺 ）

連合会長表彰

【顕彰規程第5条】

眞鍋 健（北 ） 谷山 泰吉（中 央）
大塚 哲雄（中 央） 中林 孝寛（中河内）
高山 恒夫（中河内） 竹内 秀治（北 摂）
竹内 玄德（北 摂）

【顕彰規程第6条】

梅谷 雅光（事務局）

連合会長感謝状

【顕彰規程第7条第1項第1号】

〈日本土地家屋調査士会連合会の役員〉

加藤 幸男（北 摂）

〈土地家屋調査士会の会長〉

金子 正俊（大阪城）

〈日本土地家屋調査士会連合会の委員会委員等〉

金子 正俊（大阪城） 山脇 優子（中河内）

吉田 栄江（北河内）

【顕彰規程第7条第1項第2号】

藤原 梶岨（中 央） 小島 靖弘（大阪城）

場本 養一（中河内） 三阪 全一（ 堺 ）

会長表彰

奥田 祐次（北 ） 西田 博雄（中 央）
松本 雅明（中 央） 野邊 直紀（大阪城）
平井 泰善（大阪城） 八幡 憲一（中河内）
伊藤 友輔（中河内） 山下 博（北河内）
中元 一仁（北河内） 小林 教張（北 摂）
中川 勇治（北 摂） 白井 康之（ 堺 ）
山本 哲也（ 堺 ） 谷 英史（泉 州）

長寿祝金贈呈

〈傘 寿〉

河本 善門（北 ） 井畑 正敏（北 ）
木下ヒロ子（北 ） 市原 一勲（中 央）
山本 隆之（北河内） 大野 正造（北河内）
長谷川輝男（北 摂） 種田 道秀（ 堺 ）

〈古 稀〉

中西 良一（北 ） 川崎 啓二（北 ）
三好雄二郎（北 ） 川崎 守康（中 央）
村井 和巳（中 央） 佐古 富雄（大阪城）
宮崎 享（大阪城） 和田 芳郎（大阪城）
南部 隆（大阪城） 前田 信明（大阪城）
萱村 隆司（中河内） 伊藤みのる（中河内）
森田 昌宏（中河内） 前田 廣司（中河内）
館山 豊藏（北河内） 清山 修（北河内）
吉野 幸治（北河内） 田中 美和（北 摂）
中村 幸子（北 摂） 上田 利之（北 摂）
田中 享（北 摂） 松野 利忠（ 堺 ）
和田 直記（ 堺 ） 中川 耕一（ 堺 ）
山上 博美（ 堺 ） 加山 恵一（泉 州）
松岡 鎔巖（泉 州） 向井 利雄（泉 州）

土地家屋調査士倫理綱領（第43回・日調連総会制定）

1. 使命 不動産に係る権利の明確化を期し、国民の信頼に応える。
2. 公正 品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行う。
3. 研鑽 専門分野の知識と技術の向上を図る。

祝 辞

大阪法務局長 末永 雅之

本日、ここに大阪土地家屋調査士会第82回定時総会が開催されるに当たりまして、一言、挨拶を申し上げます。

大阪土地家屋調査士会及び会員の皆様には、平素から表示に関する登記事務手続だけでなく、筆界特定制度や法務局備付地図整備作業といった法務局が所掌する行政事務の適正・円滑な運営のために、格別の御理解と御協力をいただき、この場をお借りして、深く御礼申し上げます。

また、表彰を受けられました会員の皆様は、永きにわたり土地家屋調査士として業務に精励され、土地家屋調査士制度の充実・発展に大いに貢献されるなど、その御功績は誠に顕著であります。改めて敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

さて、本年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大が前例のない大きな問題となっており、本総会の開催にも大きな影響がありました。

この感染症に対しましては、本年4月7日に緊急事態宣言が政府から発出されたことを受け、大阪法務局においても、窓口及び待合室での感染拡大防止を目的として、窓口業務について必要最小限の範囲で対応させていただくため、皆様に、オンライン申請や郵送による申請をお願いしてきたところです。加えて、大阪法務局では、政府の外出自粛要請の趣旨、我が国の社会的基盤を担う登記行政の重要性を考慮し、出勤する職員数の抑制と感染発生時の業務継続確保を図りつつ、可能な限り業務の停滞を回避すべく努力してまいりました。

また、5月21日には、大阪、京都、兵庫の2府1県の緊急事態宣言が解除されました。これにより、感染症対策を取りながらではありますが、社会経済活動が徐々に再開されるなど、明るい兆しが見えてきています。大阪法務局においても、業務停滞の解消に努めるとともに、近年の法務局への国民のニーズに応えるため、様々な新しい課題にも取り組んでいく所存でありますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、土地家屋調査士制度については、昭和25年に表示登記の専門家として創設され、今年で創設70周年という節目を迎えることになります。

本日はせっかくの機会でありますので、最近の法務局に関する若干の事項についてお話いたします。

まず、オンラインの利用促進についてです。

大阪法務局における不動産登記のオンライン申請率につきましては、本年4月において、今までの最高値である58.8%を達成しています。会員の皆様の御協力なくして、このような成果はなかったものと考えており、感謝申し上げます。しかしながら、このように向上の兆しが見えつつあるとはいうものの、全国的に見れば、70%を超える例もあり、また、全国平均が60%を超えているなど、当局のオンライン申請率は、依然として全国最下位付近にあることには変わりはありません。今後も積極的なオンライン申請の利用促進について、更なる御協力をお願いいたします。

「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法」に基づく長期相続登記等未了土地解消作業につきましては、3年目を迎えますが、大阪法務局におきましては、昨年度中に、平成30年度に開始した作業について、長期相続登記がされていない旨の登記記録への付記、法定相続人情報の備付け及び法定相続人に対する相続登記を促す旨の通知を完了しました。

そして、同じく、所有者不明土地問題への対応、相続登記の推進に関連する施策として「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が昨年5月17日に成立し、同年11月22日に施行されました。同法に基づき、表題部の所有者欄に氏名又は住所が登記されていない土地の登記の適正化を図るため、登記官による所有者の探索及び探索結果に基づく登記ができるようになりました。本年度は、同法に基づく所有者等の探索作業を本格的に開始することとなります。所有者等の探索に当たっては、必要な知識及び経験を有する所有者等探索委員と共同して所有者等を特定していくこととなりますが、そのような役割の中で、土地家屋調査士の皆様がこれまで培われてきた知識及び経験が大いに役立つものと期待しているところですので、よろしくお願いいたします。

さらに、本年3月27日には、地籍調査の実施主体に筆界特定の申請権限を付与することなどを内容

とする土地基本法等の一部改正法が成立し、3月31日に公布されました。施行は本年秋頃（公布後6月以内）が予定されており、以後、同改正法に基づく筆界特定の申請がなされることが予想されます。

最後に、法務局における自筆証書遺言書保管制度についてです。

本制度に基づく遺言書の保管は、本年7月10日から、その取扱いを開始する予定です。本制度は、法務局で遺言書を保管することで改ざんを防ぐほ

か、家庭裁判所での検認が不要となるという大きなメリットがあります。遺言者が自身の財産を御家族に託す方法の一つとして、国民の皆様の本制度を広く活用していただきたいと考えています。皆様におかれましても、同制度の周知に御協力いただきますよう、お願いいたします。

終わりに、本日の御盛會を祝し、ますますの御発展と皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

		あなたの 挑戦のそばに 三井住友海上は いつもいます。		
	安心のゴールキーパー   クルマの保険  すまいの保険  ケガの保険			
		立ちどまらない保険。 MS&AD 三井住友海上 www.ms-ins.com		

 MS&AD インシュアランスグループはサッカー日本代表を応援しています。 ©2016 adidas Japan K.K. adidas, the 3-Bars logo and the 3-Stripes mark are trademarks of the adidas Group.

令和2年度 支部総会報告

北 支 部

社会事業担当副支部長
奥田祐次

令和2年5月15日 総会決議結果

第1号議案 「令和元年度決算並びに監査報告承認の件」

賛成多数により承認可決

第2号議案 「令和2年度事業計画案承認の件」

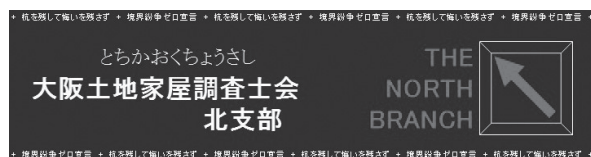
賛成多数により承認可決

第3号議案 「令和2年度予算案承認の件」

賛成多数により承認可決

第4号議案 「支部規則変更の件」(大阪土地家屋調査士会の支部規則モデルを参考にした文言整備、広報・公共事業部を社会事業部に呼称変更)

賛成多数により承認可決



中央支部

社会事業担当副支部長
阿部孝信

令和2年4月24日 総会決議結果

第1号議案 「令和元年度収支決算報告に関する件」

原案通り承認可決

第2号議案 「令和2年度事業計画に関する件」

原案通り承認可決

第3号議案 「令和2年度収支予算に関する件」

原案通り承認可決

大阪城支部

社会事業担当副支部長
久保尚之

令和2年5月13日 総会決議結果

第1号議案 「令和元年度収支決算承認の件」
承認可決

第2号議案 「令和元年度支部財政調整資金特別会計決算承認の件」
承認可決

第3号議案 「令和2年度事業計画案審議の件」
原案通り承認可決

第4号議案 「令和2年度収支予算案審議の件」
原案通り承認可決



中河内支部

社会事業担当副支部長
森山泰久

令和2年5月7日 総会決議結果

- 第1号議案 「令和元年度収支、決算報告に関する件並びに同監査報告」
賛成多数により承認
- 第2号議案 「令和2年度支部会費に関する件」
賛成多数により承認
- 第3号議案 「令和2年度事業計画案に関する件」
満場一致により承認
- 第4号議案 「令和2年度予算案に関する件」
賛成多数により承認

北河内支部

社会事業担当副支部長
大津拓馬

令和2年5月22日 総会決議結果

- 第1号議案 「平成31年度決算報告に関する件」
賛成多数により認定
- 第2号議案 「令和2年度事業計画案に関する件」
賛成多数により可決
- 第3号議案 「令和2年度予算案に関する件」
賛成多数により可決
- 第4号議案 「電子会議で行う令和2年度支部定時総会に関する件」
賛成多数により可決

泉州支部

広報担当副支部長
向井常能

令和2年4月27日 総会決議結果

- 第1号議案 「令和元年度決算報告に関する件」
賛成多数により原案通り承認可決
- 第2号議案 「令和2年度事業計画案に関する件」
賛成多数により原案通り承認可決
- 第3号議案 「令和2年度収支予算案に関する件」
賛成多数により原案通り承認可決



光波距離計・GPS測量機・自動追尾トータルステーション
電子トランシット・自動レベル・福井コンピュータ(株)・アイサン
テクノロジー(株)・スチール製品・公害測定機・土質試験機

測量機器販売・修理・レンタル

 **阪奈測機(株)**

〒575-0054 大阪府四條畷市中新町12-13号
(法務局北側)

TEL 072-877-7609
FAX 072-877-2885

大阪法務局 着任のご挨拶

大阪法務局長

末永 雅之



4月1日付けで大阪法務局長に任命され、大阪地方裁判所から着任いたしました。よろしくお願い申し上げます。

大阪法務局には、平成18年から21年まで、訟務部副部長として勤務しており、その後、名古屋、神戸、広島、大阪の各地方裁判所での勤務を経て、再び当局に勤務することになりました。これまで、裁判官として主に民事の各分野を担当しており、不動産登記、商業・法人登記をはじめ、戸籍、国籍、供託等の社会的インフラを利用して仕事をしてきたわけですが、今回、局長として、これらの制度を形成・維持する立場となり、その重要性を改めて認識しているところです。

さて、大阪土地家屋調査士会及び会員の皆様には、日頃から、表示に関する登記をはじめとして、登記事務の適正・円滑な運用に多大なご協力をいただいております。皆様の格別のご理解とご支援のおかげをもちまして、当局の重要施策として実施しております都市部地図混雑地域における登記所備付地図（法14条地図）の作成・整備作業も、順調に進行しております。

また、平成18年に運用が開始された筆界特定制度は、広く一般に定着した制度として利用されており、運用開始当初の時期に法務局に勤務していた者

として喜ばしく思っています。特に当局では、運用開始後本年3月までの累計申請件数が4514件と全国一で、現在も高水準の申請件数が継続しており、このように多数の申請がされていることは、この制度に対する国民の信頼が得られ、大阪法務局の制度運用が一定の評価をいただいていることを示すものと考えています。このような成果は、当局職員の努力だけでなく、土地家屋調査士の皆様に、筆界調査委員として、又は申請代理人として、当局の制度運用を支えていただいていることによるところが大きく、大阪土地家屋調査士会及び会員の皆様に対し、重ねて感謝申し上げます。

さらに、不動産登記のオンライン申請率についても、会員の皆様のご協力もあって、令和元年度は年間オンライン申請率がようやく50%を超えましたが、残念ながら未だに全国平均を大きく下回り、毎月、最下位争いをしている状況にあります。オンライン申請には申請書の持参・送付の必要がないというメリットがあり、猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大防止にも適したシステムです。より一層のオンライン申請のご利用をお願い申し上げます。

社会は、本年4月に新型コロナウイルスの感染拡大防止のための緊急事態宣言が出され、これまで経験したことのない状況にあります。法務局におきましても、感染拡大防止と非常時の業務継続を確保するため、職員の出勤を抑制するなどして業務を行っており、会員の皆様にはご迷惑をお掛けいたしておりますが、職員一丸となって、各種業務に取り組んでおりますので、引き続き、大阪土地家屋調査士会及び会員の皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。（令和2年4月記）

大阪法務局

民事行政部長

久保井 浩美



本年4月1日付けの人事異動により、大阪法務局民事行政部長を拝命しました久保井です。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪土地家屋調査士会並びに会員の皆様方には、平素から登記業務を始めとする当局の所掌業務の円滑な運営につきまして、多大な御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、簡単に自己紹介をさせていただきます。出身地は滋賀県高島市で、大津地方法務局に採用され、その後、法務本省に異動となり、長野局、金沢局、函館局、仙台局、和歌山局での勤務を経て、この度大阪法務局に勤務することとなりました。昨年度の和歌山局に引き続き、出身ブロック内で勤務させていただけることを大変嬉しく感じております。皆様の御協力をいただきながら、円滑な業務運営に努めてまいりたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症は、その流行の始まりから、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となり、我が国においても未曾有の事態に陥りました。4月7日に発せられた緊急事態宣言に基づき、当局においても、感染拡大防止のため出勤する職員を抑制しつつ、可能な限り業務の停滞を回避する方策を執ってまいりましたが、一部処理遅延が生じるなど、皆様には御不便をおかけいたしました。引き続き、業務の停滞を回避するため、最大限の努力を尽くしたいと考えておりますので、皆様方には、引き続き、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

ところで、不動産取引の活性化等を図るため、登記所備付地図整備の重要性がますます高まっており、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略フォローアップ」においても、「登記所備付地図の整備の推進」が明記されています。これまで全国の法務局において、民活と各省連携による地籍整備の推進、平成15年の都市再生本部決定の方針を踏まえ、登記所備付地図作成作業を計画的かつ着実に実施してきましたが、更に推し進めるべく、平成27年度以降は、従前から行っている登記所備付地図作成作業を拡充するとともに、大都市や地方の拠点都市、そして被災地においても積極的に実施しているところです。大阪法務局においても、枚方市で従来型登記所備付地図作成作業を、茨木市で大都市型登記所備付地図作成作業を実施していますが、会員の皆様の御支援をいただきながら今後とも着実に進めてまいりたいと考えています。

次に、所有者不明土地問題については、土地台帳制度下における所有者欄の氏名住所の変則的な記載が、一元化作業後も引き継がれたことにより、表題部所有者欄の氏名住所等が正常に記録されていない登記があることから、これを解消するための「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が、昨年11月22日に施行されました。この法律では、表題部所有者不明土地の登記の適正化を

図る必要があると認めるときは、所有者等の探索を行うものとされており、土地家屋調査士の皆様が所有者等探索委員として必要な調査に御尽力いただいているところです。

さらに、筆界特定制度につきましては、平成18年に制度が発足し、今年で15年目に入りました。最近では、全国で毎年約2500件前後申請されており、制度創設前の裁判所における筆界確定訴訟の新受件数が年に約1000件程度といわれていたことからすれば、従前の訴訟の倍以上の件数の申請がされ続けていることとなります。このことは、同制度が国民に広く認識され定着していることを示すものであるといえます。また、本年3月27日、不動産登記法の一部改正事項が盛り込まれた「土地基本法等の一部を改正する法律」が成立し、地籍調査を行う地方自治体への筆界特定の申請権限が認められることとなりました。これにより、本年10月以降は、更に筆界特定事件が増加することが想定されています。土地家屋調査士の皆様には、筆界調査委員あるいは申請代理人として御尽力いただいているところでもあり、今後とも、この制度の周知及び利用促進を図るとともに、適正かつ円滑な運用にお力添えいただけますようお願い申し上げます。

最後になりますが、オンライン登記申請の利用促進につきましても、御理解と御協力をいただいているところでありますが、残念ながら当局管内のオンライン登記申請利用率は、全国でも最下位のレベルにあります。

土地家屋調査士がオンラインにより表示登記の申請又は囑託する場合において、添付書面の原本提示の省略に係る取扱いについて、不動産登記令13条第1項の規定に基づき添付情報が提供されたときは、原則として、添付情報の基となった書面の提示を求めない取扱い（いわゆる調査士報告方式）が昨年11月11日から運用開始されました。オンライン申請の積極的な御利用につきまして、引き続き、皆様の御協力をお願いするとともに、土地家屋調査士業務に対する国民の信頼と期待が大きくなる中、大阪土地家屋調査士会及び会員の皆様による地域社会への更なる貢献に期待申し上げ、大阪土地家屋調査士会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。（令和2年5月記）

懲戒処分事例

処 分

土地家屋調査士法第42条第2号
業務停止3か月

事務所 大阪市福島区福島五丁目1番7号
西梅田ビル10階
土地家屋調査士 高 草 明

主 文

被処分者を令和2年1月1日から起算して3か月の業務停止に処する。

理 由

第1 認定事実

当局の調査及び大阪土地家屋調査士会の報告によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、土地家屋調査士の資格を取得後、土地家屋調査士の登録（平成〇年〇月〇日大阪第〇号）をし、上記肩書事務所において土地家屋調査士業務を行っていた者である。
- 2 被処分者は、平成23年10月14日付けで、土地家屋調査士法人乙に、東京の従たる事務所の常駐社員として加入した。その後、平成28年7月1日付けで大阪土地家屋調査士会に入会するとともに、土地家屋調査士法人乙の主たる事務所の常駐社員となった。
- 3 被処分者は、平成29年11月から平成30年2月頃まで、家庭の事情や業務上の都合で頻繁に東京と大阪の往來を繰り返しており、出勤日数の半数程度は土地家屋調査士法人乙の主たる事務所を不在にしていた。その間、地積更正等の登記申請を行うための調査、測量に際して、隣接地所有者との筆界確認のための立会い業務及び本人確認を、土地家屋調査士法人乙の補助者に任せ、自分では行わないまま、不動産登記規則第93条所定の不動産調査報告書を作成し、登記申請を行っていた。

また、被処分者は、上記期間中に受託した業務の内の半数以上の業務の本人確認を補助者に

任せていた。

さらに、被処分者は、自らの職印を別会社事務室内の金庫に保管していたが、被処分者が土地家屋調査士法人乙の主たる事務所を不在にしている間においても、当該職印を持ち出さず、第三者が使用できる状態、すなわち、名義貸しができる状況にしていた。

第2 量定

- 1 土地家屋調査士法施行規則第22条は、「調査士は、他人をしてその業務を取り扱わせてはならない。」と規定しており、また、土地家屋調査士は、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第2条（職責）に基づき、登記申請を行うに当たっては、真実に反する登記申請を行わないようにするため、登記申請人の本人確認及び登記申請意思確認を行うべき職責を負っているとされているところ、被処分者の上記第1の3の行為は、前記各条に違反するものであるほか、法第24条（会則の遵守義務）、大阪土地家屋調査士会会則第90条（品位保持等）、同第91条（会則等の遵守義務）及び同第93条（他人による業務取扱の援助等の禁止）の各規定に違反することは明らかである。
- 2 被処分者の上記非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うべき土地家屋調査士の職責をないがしろにし、土地家屋調査士の社会的信用を著しく失墜させるものであり、その責任は重大であるといわざるを得ない。したがって、厳しい懲戒処分が必要であり、処分の種類としては戒告では足りず業務停止を課す必要がある。
- 3 よって、これら一切の事情を考慮して、土地家屋調査士法第42条第2号により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和元年12月27日 大阪法務局長

処 分

土地家屋調査士法第42条第1号
戒告

事務所 大阪市北区西天満三丁目1番25号
(若松コープ509号)
土地家屋調査士 瀧 本 泰 明

主 文

被処分者を戒告に処する。

理 由

第1 認定事実

当局の調査、大阪土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の報告及び被処分者の供述によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、土地家屋調査士の資格を取得後、土地家屋調査士の登録（平成〇年〇月〇日大阪第〇号）をし、事務所移転を経て、平成〇年〇月〇日から上記事務所において土地家屋調査士業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、平成28年2月5日、A市B町759番の土地（以下「本件土地」という。）の所有者である乙から、本件土地の所在位置を特定したい旨の電話連絡を受けた。
- 3 被処分者は、平成28年2月8日に乙から上記2の依頼を受け、乙に対し、本件土地の所在位置を特定するための作業として、昭和23年等の空中写真を取得し、コンピュータ上で立体化させた上で、位置付けを行うという作業ならば、うまくいくかは分からないが取り組んでみるという説明を行い、乙の依頼を受任したが、その際に、契約書を作成する等して受任した業務の範囲、その報酬、費用の基準及び報酬算定額等の算定方法を明示せず、また、これらについて十分に説明を行わなかった。
- 4 被処分者は、平成28年4月1日に、乙が被処分者の事務所を訪問した際に、乙から受任した本件土地の所在位置の特定作業の進捗状況について、乙に十分な説明を行わなかった。
- 5 被処分者は、平成28年2月24日から同年4月23日までの間、乙と依頼内容についてやりとりをしていたが、それ以降、平成29年4月

13日までの約1年間、乙に対して連絡を取ることなく、また、乙からの連絡もなかったことから、被処分者は、乙が依頼内容については諦めたと考え、一方的に、依頼された業務を放置し、また、乙に対して、業務を終了させる旨の連絡を行わなかった。

第2 量定

- 1 土地家屋調査士は、不動産表示登記業務の受任に際し、依頼の趣旨、内容及び範囲を明確にし（土地家屋調査士倫理規程第20条）、事件の受任に際して、依頼者に対し、あらかじめ、報酬、費用の基準及び報酬額等の算定の方法を明示し、かつ、十分に説明しなければならない（同規程21条）とされ、業務を受任するに当たっては、依頼者にその業務内容及び報酬等を十分説明し、契約書を作成する等して、業務に関して紛争が生じないように努めなければならない（大阪土地家屋調査士会会則第98条3項）。また、土地家屋調査士は、依頼者に対し、業務処理の経過等を説明し、依頼者との間の意思の疎通を図らなければならず（同規程22条第2項）、依頼者に対し、業務が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく報告しなければならない（同規程第22条第3項）ところ、被処分者の上記第1の3ないし同5の各行為は、前記各条に違反するほか、土地家屋調査士法第2条（職責）、同法第24条（会則の遵守義務）、大阪土地家屋調査士会会則第90条（品位保持等）、同第91条（会則等の遵守義務）の各規定に違反する非違行為であると認められる。
- 2 被処分者の上記非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行うべき土地家屋調査士の職責をないがしろにし、土地家屋調査士の社会的信用を著しく失墜させるものであり、その責任は、重大である。
- 3 なお、被処分者は、調査士会の調査に応じるなど、協力的であることに加えて、過去に処分歴がないなどの考慮すべき事情が認められる。しかしながら、依頼者に対して、土地家屋調査士として果たすべき説明責任を被処分者が果たしていないことの責任は重いと言わざるを得ず、上記非違行為の責任を認識させ、反省を促す必要があることから、戒告処分が相当である。

- 4 よって、土地家屋調査士法第42条第1号により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和2年1月15日 大阪法務局長

処 分

土地家屋調査士法第42条第1号
戒告

事務所 大阪府豊中市庄内東町二丁目2番
4-302号
土地家屋調査士 小 島 昌 彦

主 文

被処分者を戒告に処する。

理 由

第1 認定事実

当局の調査及び大阪土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の報告によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、土地家屋調査士の資格を取得後、調査士会に土地家屋調査士の登録（昭和〇年〇月〇日大阪第〇号）をし、上記肩書事務所において土地家屋調査士業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、過去3年にわたり、大阪土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第105条第1項に定められている年計報告書の提出を怠った。
- 3 被処分者は、平成31年4月16日から同月18日まで行われた会則第112条第1項に基づく会員指導に無断で欠席した。
- 4 被処分者は、令和元年7月29日に実施された調査士会綱紀委員会の事情聴取の呼出しに応じず、無断で欠席した。

第2 量定

- 1 被処分者は、会則第105条第1項（年計報告義務）の規定に違反する。また、被処分者は、調査士会から発出された綱紀事案の調査に関する書留郵便を受け取らなかったことから、調査

士会が必要な調査を行うことができなかったのであり、この事実は、調査士会会則第55条及び同会則第112条第3項に定める会員の調査受忍義務に反するものである。

以上のとおり、被処分者は、土地家屋調査士としての行為規範の遵守を担保するための会則遵守義務に違反したのであり、懲戒処分は免れない。

- 2 被処分者の上記非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行い、不動産に係る国民の権利の明確化に資すべき責務を有する土地家屋調査士の自覚に欠け、土地家屋調査士制度に対する社会的信用を損なうものであることから、上記非違行為の責任を認識させ、反省を促す必要があるとして、戒告処分が相当である。
- 3 よって、土地家屋調査士法第42条第1号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和2年2月10日 大阪法務局長

処 分

土地家屋調査士法第42条第1号
戒告

事務所 大阪府豊中市上野西二丁目13番
15-201号
土地家屋調査士 永 井 隆 博

主 文

被処分者を戒告に処する。

理 由

第1 認定事実

当局の調査及び大阪土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の報告によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、土地家屋調査士の資格を取得後、調査士会に土地家屋調査士の登録（平成〇年〇月〇日大阪第〇号）をし、上記肩書事務所において土地家屋調査士業務を行っている者である。

- 2 被処分者は、過去3年にわたり、大阪土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第105条第1項に定められている年計報告書の提出を怠った。
- 3 被処分者は、平成31年4月16日から同月18日まで行われた会則第112条第1項に基づく会員指導に無断で欠席した。
- 4 被処分者は、令和元年7月29日に実施された調査士会綱紀委員会の事情聴取の呼出しに応じず、無断で欠席した。

第2 量定

- 1 被処分者は、会則第105条第1項（年計報告義務）の規定に違反する。また、被処分者は、調査士会から発出された綱紀事案の調査に関する書留郵便を受け取らなかったことから、調査士会が必要な調査を行うことができなかったであり、この事実は、調査士会会則第55条及び同会則第112条第3項に定める会員の調査受忍義務に反するものである。

以上のとおり、被処分者は、土地家屋調査士としての行為規範の遵守を担保するための会則遵守義務に違反したのであり、懲戒処分は免れない。
- 2 被処分者の上記非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行い、不動産に係る国民の権利の明確化に資すべき責務を有する土地家屋調査士の自覚に欠け、土地家屋調査士制度に対する社会的信用を損なうものであることから、上記非違行為の責任を認識させ、反省を促す必要があるとして、戒告処分が相当である。
- 3 よって、土地家屋調査士法第42条第1号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和2年2月10日 大阪法務局長

処 分

土地家屋調査士法第42条第1号
戒告

事務所 大阪府豊中市庄内西町四丁目25番1号
土地家屋調査士 先 久 隆 三

主 文

被処分者を戒告に処する。

理 由

第1 認定事実

当局の調査及び大阪土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の報告によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、土地家屋調査士の資格を取得後、調査士会に土地家屋調査士の登録（平成〇年〇月〇日大阪第〇号）をし、上記肩書事務所において土地家屋調査士業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、過去3年にわたり、大阪土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第105条第1項に定められている年計報告書の提出を怠った。
- 3 被処分者は、平成31年4月16日から同月18日まで行われた会則第112条第1項に基づく会員指導に無断で欠席した。
- 4 被処分者は、令和元年7月29日に実施された調査士会綱紀委員会の事情聴取の呼出しに応じず、無断で欠席した。

第2 量定

- 1 被処分者は、会則第105条第1項（年計報告義務）の規定に違反する。また、被処分者は、調査士会から発出された綱紀事案の調査に関する書留郵便を受け取らなかったことから、調査士会が必要な調査を行うことができなかったであり、この事実は、調査士会会則第55条及び同会則第112条第3項に定める会員の調査受忍義務に反するものである。

以上のとおり、被処分者は、土地家屋調査士としての行為規範の遵守を担保するための会則遵守義務に違反したのであり、懲戒処分は免れない。

- 2 被処分者の上記非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行い、不動産に係る国民の権利の明確化に資すべき責務を有する土地家屋調査士の自覚に欠け、土地家屋調査士制度に対する社会的信用を損なうものであることから、上記非違行為の責任を認識させ、反省を促

す必要があるとして、戒告処分が相当である。

- 3 よって、土地家屋調査士法第42条第1号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和2年2月10日 大阪法務局長

処 分

土地家屋調査士法第42条第1号

戒告

事務所 大阪府門真市常盤町6番18号

土地家屋調査士 神 田 悠

主 文

被処分者を戒告に処する。

理 由

第1 認定事実

当局の調査及び大阪土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の報告によれば、以下の事実が認められる。

- 1 被処分者は、土地家屋調査士の資格を取得後、調査士会に土地家屋調査士の登録（平成〇年〇月〇日大阪第〇号）をし、上記肩書事務所において土地家屋調査士業務を行っている者である。
- 2 被処分者は、過去3年にわたり、大阪土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第105条第1項に定められている年計報告書の提出を怠った。
- 3 被処分者は、平成31年4月16日から同月18日まで行われた会則第112条第1項に基づく会員指導に無断で欠席した。
- 4 被処分者は、令和元年7月29日に実施された調査士会綱紀委員会の事情聴取の呼出しに応じず、無断で欠席した。

第2 量定

- 1 被処分者は、会則第105条第1項（年計報告義務）の規定に違反する。また、被処分者は、調査士会から発出された綱紀事案の調査に関する書留郵便を受け取らなかったことから、調査士会が必要な調査を行うことができなかったためであり、この事実は、調査士会会則第55条及び同会則第112条第3項に定める会員の調査受忍義務に反するものである。

以上のとおり、被処分者は、土地家屋調査士としての行為規範の遵守を担保するための会則遵守義務に違反したのであり、懲戒処分は免れない。

- 2 被処分者の上記非違行為は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行い、不動産に係る国民の権利の明確化に資すべき責務を有する土地家屋調査士の自覚に欠け、土地家屋調査士制度に対する社会的信用を損なうものであることから、上記非違行為の責任を認識させ、反省を促す必要があるとして、戒告処分が相当である。
- 3 よって、土地家屋調査士法第42条第1号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

令和2年2月10日 大阪法務局長

大阪土地家屋調査士政治連盟だより

大阪土地家屋調査士政治連盟第21回定時大会

この便りを投稿している現在、政府から4月7日に出された武漢における発生を端緒とされる新型コロナウイルス感染症（COVID-19）緊急事態宣言が5月31日に延長という事態になり、パンデミック終息の気配が遠のいているところです。緊急事態宣言以前の令和2年3月17日（火）午後4時から、イベント・集会の中止、延期という流れを受けて、大阪土地家屋調査士政治連盟の第21回定時大会は規模縮小（当初予定していた会場ホテルプリムローズ大阪を、調査士会館4F会議室に変更）、懇親会を自粛した形で開催されました。

当日はアルコール等の洗浄剤の設置とマスク着用の対応を図り、受付時には体温の確認もさせていただきました。また、3密（密閉・密集・密接）を避けるため、こまめな会場の換気、会場着席者のソーシャルディスタンスの確保等できる限りの対策を講じました。



坂田宏志会計責任者職務代行者の司会により、中島宗徳副会長の開会の辞、吉田栄江会長の挨拶、中林邦友本会会長、神寶敏夫全調政連副会長をはじめとするご来賓の方々のご挨拶の後、司会者から議場に議長選出の方法が諮られ、「司会者一任」の声を頂戴し、北摂支部の黒田聡会員が指名され、議事に入りました。ちなみに出席会員数28名、委任状提出会員数280名、合計308名です。

議事の内容は以下のとおりです。

〈議事内容〉

- 報告第1号 平成31年度活動経過報告の件
- 議案第1号 平成31年度決算報告及び同監査報告承認の件
- 議案第2号 令和2年度運動方針決定の件
- 議案第3号 令和2年度予算決定の件
- 議案第4号 大会宣言採択の件

すべての議案審議が可決承認され、向井彰一副会長による閉会の辞をもって大会は無事に終了いたしました。会場を縮小したせいか、例年のような執行部と参加者とのある種の距離感を感じない、良い意味でアットホームな雰囲気であったと思います。

（広報担当副会長・向井彰一）



大阪青年土地家屋調査士会だより

毎年7月号におきましては、大阪青年土地家屋調査士の定時総会の報告をさせていただいておりましたが、本年度は新型コロナウイルスの影響で、本原稿執筆時には、開催できておりません。

例年、本会・各支部に先立ちまして4月上旬に実施しておりました。今年もそのように準備を進めてきていましたが、ご承知の通り新年度を迎えるにいたりまして、ウイルスは収束する気配をみせず、緊急事態宣言も出されましたことをうけ、本総会も延期することとさせていただきました。

昨年度からの課題として、事業への参加が一部の役員に留まってしまっていることや、会員の年齢層の変化、事業のマンネリ化など、様々な面から組織の見直し・変革をにかけてきました。その議論を受け、本年度は具体的に実行する準備を整えていくところでありました。

現時点では、今後の状況が読めていません。総会も開催できていない状況では、事業の実施も不透明なままですが、落ち着きを取り戻したおりに、青調会に入ってよかったと思える事業計画、役員をやってみたいと思えるような会務運営を目指していきたいと思っております。

今年度も青調会への御支援・御協力をよろしくお願い致します。また、ぜひ仲間となりともに活動していける会員になっていただきたいと思います。



《新入会員募集》

我々は新入会員を随時募集しております。

正会員としての入会参加資格は**年齢50歳以下または登録10年未満の大阪会会員**であることです。

活動の主旨は「土地家屋調査士制度の維持発展と会員の社会的・経済的地位の向上に寄与すること」であり、そのために必要な知識および技術の向上、職域および業務の拡大、ならびに友好団体との親睦および意見交流等の事業を行います。

会費は年額6000円ですが、登録3年未満の会員は登録から12カ月間、会費免除となっております。なお**現在、期間限定で年会費は無料となっております**。ぜひ仲間となりともに活動していける会員になっていただきたいと思います。

賛助会員としてのご入会は年齢、登録年数に関係なくどなたでもご入会いただけます。私たちの活動にご賛同いただける先輩先生方のご入会をお待ちしております(賛助会員も会費は同額です)。

入会ご希望の方は下記HPの入会案内フォームに必要事項を記入して送信してください。

大阪青年土地家屋調査士会 HP アドレス :

<http://oskseicyou.hotcom-land.com/wordpress/>

測量機械・ノンプリズムトータルステーション
測量 CAD システム・レーザー機器・複合機・土木試験機
セオドライト・レベル・光波距離計レンタル

各種機械販売及び修理

株式会社 大阪西部

代表取締役 落合 孝行

〒540-0004 大阪市中央区玉造1丁目14番13号

TEL 大阪 06 (6768) 3191 (代表)

FAX 大阪 06 (6762) 9761

E-mail: osakaseibu@ac.auone-net.jp

<http://pat1.jp/osakaseibu>



大阪土地家屋調査士協同組合だより

第27回通常総代会開催



甲斐理事長

令和2年5月22日（金）大阪土地家屋調査士会館4階会議室に於いて、第27回通常総代会を開催いたしました。

今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言がだされ、人が集まる様々な催しが中止や延期となりました。その様な状況の中、管轄の行政機関とも相談の上、総代の皆様の安全を最優先に考えた結果、異例ではありますが総代会の規模を縮小し、総代の皆様の書面による議決での開催となりました。

定刻の午後3時より、司会の梶谷副理事長のもと、議案審議に先立ち、物故者に対する黙とうが行われ、次第に従い甲斐理事長の挨拶で総代会がスタートしました。

議長選出にあたっては、司会者一任の声が上がり中河内地域の二上剛己総代が指名され、挨拶と議事進行の説明を行いました。

議事に入るに先立ち、書面議決の提出状況が報告され本総代会が有効に成立していることを議長が宣言して議事審議に入りました。

報告第1号、議案第1号、第2号、第3号の審議は、各議案とも書面による事前の質問事項の提出もなく、すべての議案について過半数の賛成をもって可決されました。

緊急事態宣言の中、組合創設以来初めて書面による議決での開催となりましたが、総代の皆様や理事、その他関係各位のご協力のもと、無事総代会が終了したことを心より感謝申し上げます。

また、役職員一丸となり、組合を盛り上げるよう努力いたしますので、何卒、組合員の皆様のご支援、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。



二上議長



総務部 からのお知らせ

令和2年2月1日から令和2年4月30日まで、組合に新規加入されたのは次の皆さんです。

（敬称略）

地域	氏名	事務所電話番号
北	村上 将	06 - 4797 - 0903
北	吉田 尚希	090 - 1950 - 4383
大阪城	加来 善輝	06 - 6941 - 5008

令和2年4月30日現在

組合員総数 811名

本会会員数 991名

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会だより

One For All, All For One (一人はみんなのために みんなは一人のために)

平素は、当協会に格別のご協力をありがとうございます。

当協会は、30余年の歴史を重ねております。

今回は会員の皆様に改めて、当協会の概歴を知っていただき、ご入会をお願いしたく掲載させていただきました。

当協会は官公署が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託等の手続の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、昭和61年1月に法務大臣の許可を得て設立されました。

設立以来、公益法人として官公署等の期待に応えるべく事業を行って参りましたが、その後、平成20年に施行されました公益法人改革関連法に基づき、平成24年10月4日に内閣総理大臣から公益法人の認定を受け、同年10月17日付けで「公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会」へと名称を変更し、新たなステージへと踏み出しました。

移行後はこれまで以上の公益性が求められ、公共嘱託登記に係わる受託事業はもとより、登記基準点設置事業・地図整備の促進事業・嘱託登記業務の無料相談など、国民の権利の明確化に寄与する公益事業に積極的に取り組んでおります。

大阪法務局管轄では唯一の公益社団法人の公嘱協会です。

また、当協会は豊能、三島、北河内、北、東、天王寺、阪南、中河内、堺・南河内および泉州区域の10区域、個人社員191人、法人社員7社（令和2年3月31日現在）で構成されており、事業収入は公益社団法人設立後の平成25年度の469百万円から、平成30年度720百万円、令和元年度事業収入予定を650百万円とし、令和2年3月31日現在、339百万円になっており、公益社団法人設立後から着実に事業収入が増加しております。

主な業務としては、大阪法務局の登記所備付地図作成作業（14条地図作成作業）が2地域、大阪広域水道事業団および各市町村等からの登記関連業務になっております。

近年新しい業務として、各市町村における「明示補助業務」を行っており（1組織および6市1町 令和2年3月31日現在）、これは、各市町村における「公共用地境界確定協議」を補助する業務で、申請書、添付書類、確定図面等のチェックおよび立会時の補助を各区域の地元の社員が担当しております。

また、公益事業として前述の登記基準点の設置作業、嘱託登記業務の無料相談および毎年1回の一般の方を対象とした講演会の開催等を行い、広く「土地家屋調査士」のPR活動も行っております。

これからも官公署が行う公共の利益となる、より多くの業務のサポートが出来るよう、社会に貢献する組織であるためにも、大阪土地家屋調査士会会員皆様のご協力のもと、調査士法第63条の設立の趣旨をご理解し、ご一緒に業務をしてくださる社員を募集しております。

是非わが協会に入会して、専門家集団の一員になりましょう。

＊当協会では、社員を募集いたします。協会に関心のある方は、気軽にお声掛けください。



会 員 異 動 (R2・6・1 現在)

入 会 者 (8名)				
氏 名	登録番号	支 部	入 会 年 月 日	事務所所在地・電話・FAX 番号
吉 田 珠 美	3377	北	2・3・2	〒530-0012 大阪市北区芝田二丁目3番19号 2-201 ☎080-8519-0308 (FAX)06-6743-4227
村 上 将	3378	北	2・3・23	〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目11番4号 大阪駅前第4ビル8階 ☎06-4797-0903 (FAX)06-4797-0901
長 谷 部 優	3379	中央	2・4・1	〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町一丁目21番17号 清水綜合事務所 ☎06-6628-2165 (FAX)06-6628-2166
加 来 善 輝	3380	大阪城	2・4・20	〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目2番26号 ☎06-6941-5008 (FAX)06-6942-2013
吉 田 尚 希	3381	北	2・4・20	〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目11番4号 大阪駅前第4ビル4階 ☎090-1950-4383 (FAX)072-259-4702
小 西 修 平	3382	中河内	2・5・1	〒577-0056 東大阪市長堂一丁目5番6号 布施駅前セントラルビル605号室 ☎06-6618-9377 (FAX)06-6618-9388
八 木 崇 允	3383	北摂	2・6・1	〒560-0046 豊中市千里園1丁目1番8号 大住豊中第2ビル2階 ☎06-6152-0078 (FAX)06-6152-0068
片 岡 美 穂	3384	大阪城	2・6・1	〒541-0048 大阪市中央区瓦町3丁目2番10号 アーバンフラッツ瓦町906号 ☎06-7220-9820 (FAX)06-4560-4406

事務所変更（16名）					
氏 名	登録番号	旧支部	新支部	届 出 年 月 日	新事務所所在地・電話・FAX
北 野 美 紀	3150	堺	堺	2・3・2	〒599-8234 堺市中区土塔町3201-103号 ☎072-234-9551 ☎072-234-9552
羽根田 信太郎	2591	北摂	北摂	2・3・3	〒569-1022 高槻市日吉台二番町7番3号 ☎072-691-7585 ☎072-687-3851
土 肥 伸 之	3332	北	北河内	2・3・5	〒573-0065 枚方市出口2丁目19番5-412号 ☎090-6973-0314
伊 藤 善 昭	2887	大阪城	北摂	2・3・18	〒562-0035 箕面市船場東一丁目4番3-403号 ☎080-1525-2302
大 石 一 平	3316	北	北	2・3・23	〒550-0025 大阪市西区九条南1丁目2番20号3階 ドーム前いずみビル ☎06-6563-9485
松 本 悟	3356	北	大阪城	2・4・3	〒536-0023 大阪市城東区東中浜三丁目15番10号 ☎06-6962-5801 ☎06-6962-8180
中 川 由起子	3304	中河内	中河内	2・4・9	〒577-0804 東大阪市中小阪二丁目17-8 グローブ東翠園203 ☎080-6108-0835
西 谷 尚 志	3287	北	北	2・4・14	〒530-0026 大阪市北区神山町8番1号 梅田辰巳ビル ☎06-4709-0355 ☎06-4709-0356
高 橋 正 和	3293	中央	中央	2・4・14	〒556-0013 大阪市浪速区戎本町1丁目9番31号 ☎06-6585-7094 ☎06-6585-7194
池 澤 修	3355	大阪城	北摂	2・4・20	〒564-0027 吹田市朝日町15番28号103号 ☎06-6310-2142 ☎06-6310-2142
水 杉 謙 二	2944	北摂	北摂	2・5・11	〒556-0011 摂津市千里丘東4丁目9番13号 センリビル2F ☎06-6310-2688 ☎06-6310-2788
坂 田 宏 志	3085	堺	堺	2・5・12	〒590-0952 堺市堺区市之町東六丁2番30号 ☎072-260-4274 ☎072-260-4275
奥 野 尚 彦	3343	中央	大阪城	2・5・14	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町二丁目4番27号 ☎06-6224-0232 ☎06-6224-0233
山 本 龍 也	3060	堺	堺	2・5・18	〒584-0005 富田林市喜志町五丁目1番2号 SAMURAI BLDG 4F ☎0721-23-1300 ☎0721-23-1301
藤 原 盛 雄	3278	大阪城	大阪城	2・5・20	〒540-0012 大阪市中央区谷町3丁目4番2号 名阪第一ビル501号 ☎06-6947-0674 ☎06-6947-0675
久 保 尚 之	3208	大阪城	大阪城	2・5・26	〒541-0051 大阪市中央区備後町三丁目1番2号 日宝アトラスビル4階B号 ☎06-6222-8222 ☎06-6222-8233

退 会 者 等 (資格取消・喪失者を含む) (8名)				
氏 名	登録番号	支 部	届 年 月 出 日	退 会 理 由
田 中 秀 武	3275	北	2・3・10	業 務 廃 止
奥 村 昌 彦	2228	北	2・3・16	業 務 廃 止
久次米 健太郎	3346	堺	2・3・16	長 期 休 業
野 々 山 整	2403	北摂	2・3・27	長 期 休 業
露 口 治 男	2268	泉州	2・3・30	長 期 休 業
山 田 裕 輔	3254	堺	2・3・30	長 期 休 業
島 田 棟 光	1181	大阪城	2・3・31	業 務 廃 止
西 尾 佳代子	3152	大阪城	2・3・31	長 期 休 業

法 人 事 務 所 会 員 関 係

新 規 登 録 事 務 所 (2法人)			
名 称	支 部	社員・会員登録番号	事 務 所 所 在 地 ①主たる事務所 ②従たる事務所 (電話番号・FAX番号)
土地家屋調査士法人 TRUST	北	安永 孝康 3351 藤本 忠彦 3373	① 〒531-0071 大阪市北区中津三丁目25番9号3F ☎06-6110-5230 ②06-6110-5232
土地家屋調査士法人 リーガル・フェイス	大阪城	尾島 直人 2865	② 〒540-0012 大阪府中央区谷町二丁目3番4号 サンシャイン大手前ビル5F ☎06-6966-0366 ②06-6966-0267

第18回常任理事会

令和2年3月12日(木)午後3時から本会3階役員室で第18回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、災害協定モデルについてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個別報告

①岸和田市公共基準点使用承諾書について

審議事項

①令和2年度各種表彰の推薦について
②第8回理事会について

協議事項

①災害協定モデルについて
②労働組合要求書について

第1回常任理事会

令和2年4月7日(火)午後4時から本会3階役員室で第1回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第82回定時総会議案等についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢・柳井原

個別報告

①民事調停委員候補者の任命について
②第82回定時総会の会場について

審議事項

①各種行事への出席者の確認について
②第82回定時総会議案等について
③民事調停委員推薦規程について
④職員就業規則の改正について
⑤豊能町空家等対策計画における協力について
⑥第1回理事会について

協議事項

①事務局コロナウイルス感染予防対策について

②会則改正に伴う倫理規定改正の要否について
③寝屋川市空き家流通推進プラットフォームへの参画について
④土地家屋調査士制度制定70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」担当者会同（電子会議）について

第2回常任理事会

令和2年4月13日(月)午後4時から本会4階会議室で第2回常任理事会が開催され、第82回定時総会について協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)柳井原

協議事項

①第82回定時総会について

第3回常任理事会

令和2年4月16日(木)午後3時から本会4階会議室で第3回常任理事会が開催され、第82回定時総会について協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)能勢

協議事項

①第82回定時総会について

第4回常任理事会

令和2年5月8日(金)午後2時から本会4階会議室で第4回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、第82回定時総会についてなど次の各事項が審議・協議された。

＜出席者・敬称略＞中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇(事務局)柳井原

個別報告

①会館の空間除菌について
②登記創造プロジェクトWEB説明会について

審 議 事 項

- ①高齢会員に対する会費減額措置更新申出について
- ②ZOOMの登録（有料）について

協 議 事 項

- ①第82回定時総会について

第5回常任理事会

令和2年5月26日(火)午後2時から本会4階会議室で第5回常任理事会が開催され、各部などからの報告事項に続き、大阪法務局(水曜)無料登記相談についてなど次の各事項が審議・協議された。
<出席者・敬称略>中林・竹本・芳多・久保・山脇・河崎・濱口・森脇・延山・西田(修)(事務局)柳井原

個 別 報 告

- ①産学(近畿大学寄付講座、インターンシップ)について
- ②定時総会への質問について

審 議 事 項

- ①第77回日調連定時総会について
- ②大阪法務局(水曜)無料登記相談について
- ③東大阪市からの空家対策協議会委員の再推薦について

協 議 事 項

- ①第82回定時総会について
- ②令和2年度火曜会の協議・要望事項について

第7回理事会

令和2年1月24日(金)午後4時から本会4階会議室で第7回理事会が開催され、会長の挨拶に続き、各部長、支部長会議議長、各種委員会などからの報告・連絡事項があり、次の各事項が審議・協議された。

審 議 事 項

- ①第1号議案 会則変更について
[提案理由] 入会時提出書類として求める事務所の契約書写し、又は、登記事項証明書、写真の会則根拠として会則第6

条第3項に追加することについて、次年度の定時総会の議案とすることを提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

- ②第2号議案 銀行口座集約について
[提案理由] 銀行口座管理の煩雑化を解消するため、引当金等の動きの全くない銀行口座を解約することを提案する。

[結果] 全会一致で承認された。

協 議 事 項

- ①第1号議案 証紙特別会計廃止及び廃止に伴う財源について

[提案理由] 証紙制度について、未貼付、オンライン申請時の取扱いなどの問題があるため、証紙制度を廃止する方向で進めること、また、廃止した場合、証紙の頒布収入が減少するため、それに伴う財源の確保についての協議を提案する。

[結果] 継続協議とする。

- ②第2号議案 RTK基準点の設置について
[提案理由] 会館屋上に、GNSS RTKの基準点基地局を設置することを提案する。

[結果] 協議事項から審議事項(第3号議案)とすることが賛成多数で承認された後、基準点を設置することが賛成多数で承認された。

この後、監事からの意見等があり、閉会した。

業 務 日 誌

◇ 3 月 ◇

- 2日・常任理事会（会館）
- 3日・会務処理（会館）中林会長、河崎財務部長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）八幡相談員
- 4日・社会事業部会（会館）
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）白井相談員
- 5日・財務部会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）中山相談員
・岸和田市基準点包括承認に関する打ち合わせ（岸和田市役所）内山社会事業部副部長、神前資料センター運営委員
- 6日・「注意又は勧告」告知書交付式（会館）中林会長、山脇総務部長
・産学交流学術研究委員会（会館）
- 10日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）田中（久）相談員
- 11日・境界問題相談センターおおさか事前無料相談（会館）三谷（善）境界問題相談センターおおさか推進委員、中川（耕）会員
・近ブロ正副会長会議（会館）中林会長
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）塩田相談員
- 12日・常任理事会（会館）
・理事会（会館）
・入会面談（会館）雨宮総務部副部長、竹内・白井・塩田各同部理事
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）米山相談員
- 17日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）今西（眞）相談員
・政治連盟定時大会（会館）中林会長
- 18日・ネットワーク切り離し作業（会館）山脇部長、雨宮副部長、塩田理事、正井会員
・労働組合団体交渉（会館）芳多副会長、山脇・河崎各部長
・協同組合部長会（会館）永野財務部理事
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）坂田（宏）相談員
- 19日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）藤田（重）相談員

- ・近畿測量専門学校卒業式（帝国ホテル大阪）中林会長
- ・近ブロ広報部会（京都会）森脇社会事業部長、正井会員
- ・民間総合調停センター支援連絡委員会（大阪弁護士会）
- ・民間総合調停センター運営・財務委員会（大阪弁護士会）
- ・民間総合調停センター広報・研修部会（大阪弁護士会）
- 22日・中河内支部森川一之会員御令室様告别式（八光殿）山脇部長
- 24日・RTK基準点受信機設置（会館）
・資料センター運営委員会（会館）
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）阪口相談員
・近畿大学表敬訪問（近畿大学）中林会長、森脇部長、川口産学交流学術研究委員長
- 25日・綱紀委員会（班別会議）（会館）
・業務研修部会（会館）
・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）佐野相談員
・近畿財務局管財部との意見交換（近畿財務局）内山副部長
- 26日・境界問題相談センターおおさか推進委員会（会館）
・境界問題相談センターおおさか運営委員会（会館）
・法務局離任挨拶（会館）中林会長、竹本・芳多・久保各副会長、山脇部長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）山田（直）相談員
- 31日・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）高山相談員

◇ 4 月 ◇

- 1日・大阪法務局無料登記相談（法務局本局）塚田相談員
- 2日・大阪弁護士会来会（会館）中林会長、竹本・芳多各副会長、森脇部長
・筆界特定室振分相談出向（法務局本局）西田（修）相談員
- 3日・総務部会（会館）
・入会面談（会館）雨宮副部長、竹内・白井・塩田各理事
・総会会場下見（太閤園）芳多副会長、山脇部長、

雨宮副部長、竹内・白井・塩田各理事

- 6日・法務局着任挨拶(会館) 中林会長、竹本・芳多・久保各副会長、山脇部長、濱口業務研修部長
・「測量の日」記念フェア打ち合わせ(大阪府測量設計業協会) 内山副部長
- 7日・会長表彰選考委員会(会館)
・常任理事会(会館)
・筆界特定室振分相談出向(法務局本局) 山口(典) 相談員
- 8日・財務部会(会館)
- 9日・PC(会員管理システム、PCA、ネットワーク等) 打ち合わせ(大日通信)(会館) 芳多副会長、山脇部長、塩田理事、正井会員
・八尾市との基準点包括承認について打ち合わせ(八尾市役所) 坂田社会事業部理事
- 13日・期末監査(会館)
・常任理事会(会館)
- 15日・近畿大学寄付講座打ち合わせ(近畿大学) 川口委員長、正井産学交流学術研究委員
- 16日・常任理事会(会館)
・ネットワーク切り離し作業(会館) 山脇部長、正井会員
- 22日・近畿大学寄付講座講師会議(会館)
- 28日・土地家屋調査士制度制定70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」担当者会同(会館) 森脇部長

◇ 5 月 ◇

- 8日・常任理事会(会館)
・近畿大学寄付講座講師会議(会館)
- 13日・入会面談(会館) 雨宮副部長、塩田理事
- 21日・総会打ち合わせ(会館) 山脇部長、雨宮副部長、白井・塩田各理事
- 26日・常任理事会(会館)
- 28日・総会打ち合わせ(会館) 芳多副会長、河崎部長
- 29日・第82回定時総会(会館)

公嘱協会の動き

◇ 3 月 ◇

- 17日・大阪土地家屋調査士政治連盟第21回定時大会(調査士会館) 横山理事長

◇ 4 月 ◇

- 10日・正・副理事長会議(協会) 横山理事長、舩原・笹本副理事長、流王業務部長
- 15日・テレビ会議テスト(「Zoom」によるテレビ会議)
- 21日・第9回常任理事会(「Zoom」によるテレビ会議)
- 28日・テレビ会議リハーサル(「Zoom」によるテレビ会議)
- 30日・第9回理事会(「Zoom」によるテレビ会議)

◇ 5 月 ◇

- 8日・第10回常任理事会(「Zoom」によるテレビ会議)
- 19日・第10回理事会(「Zoom」によるテレビ会議)
- 27日・第3回指導研修部会(「Zoom」によるテレビ会議)

行事予定

◇ 7 月 ◇

- 1日(水) 常任理事会
理事会
- 10日(金) 特別研修(基礎研修)(11日、12日も)
- 21日(火) 火曜会
- 22日(水) 表示登記実務研究会
- 29日(水) 全国一斉無料相談会(予定)

◇ 8 月 ◇

- 5日(水) 常任理事会
- 19日(水) 表示登記実務研究会
- 21日(金) 特別研修(集合研修)(22日も)
- 23日(日) 特別研修(総合講義)

◇ 9 月 ◇

- 16日(水) 常任理事会
理事会
- 23日(水) 表示登記実務研究会
- 25日(金) 常任理事会

編集後記

7月となりました。これを書いているのは5月末ですが、みなさんは現在いかがお過ごしでしょうか。体調はどうでしょうか。外は5月ですでに暑いのですから、今年もきっと太陽が照りつけ、猛暑が続いていることでしょう。新型コロナウイルスはどうなったでしょうか。気温が上がり、いなくなってくれたでしょうか。それともまだ残っているのか…。現時点では予想もできません。

4月、5月はコロナ禍の影響で様々な職種の方が営業自粛をされました。当然経営を圧迫します。普段の生活の中でも不要不急の外出をしないよう要請され、休日は完全にステイホーム。ニュースでは毎日感染者数が報道され、これを確認する日々。一体いつになれば終息するのだと不安な日々を過ごしてきました。

私たちの業界にも大きな影響がありました。部品が供給されないため新築建物に生活設備が長期間設置されず、取引に大きな支障が出ました。新規の仕事が入らないなどという話もよく聞きました。法務局や市役所でも感染対策のため、人を減らし、事務にも大きな影響がでました。

調査士会の中でも当然通常通りとはいきません。大阪会は会員の平均年齢も高く、かかってしまえば多くの方が重度の症状になる可能性もあり、万一にも会員の命を危険にさらさぬよう、本会、各支部とも様々な方面で対応をせまられたと思います。情報は毎日更新されます。昨日良かったものが今日ダメになる。そんな毎日でした。各長、執行部の方々の決断の厳しさは計り知れません。

世界的に大きな被害が出た今回のコロナウイルス。収まったとして、世の中が『平常』になるまでにはまだまだ時間がかかるでしょうし、これを機に変化してしまうこともあるでしょう。制度70周年という祝いの年でしたが、ムードに浸ることなくすぐさま切り替えての新しい80周年に向けてのスタートとなりそうです。まだまだ困難は多いでしょうが、会員全員力を合わせてコロナに立ち向かいましょう。

※今月号の支部総会報告記事は、コロナ禍の影響のため、原稿が間に合った支部のみの掲載となっています。今号で載っていない支部は次回10月号掲載となります。関係者の方にはご心配とご迷惑をおかけいたします。
(今村)





おくやみ申し上げます

- ▽工藤 明氏（大阪城支部 工藤 久・尊父、
令和2年1月17日没、89歳）
- ▽山中 千鶴子さん（北摂支部 山中 清・令室、
北摂支部 山中 信之・母堂、
令和2年3月3日没、88歳）
- ▽井上 松枝さん（堺支部 井上 正信・母堂、
令和2年3月12日没、90歳）
- ▽土谷 典子さん（堺支部 土谷 均・母堂、
令和2年3月17日没、93歳）
- ▽森川 淳子さん（中河内支部 森川 一之・令室、
令和2年3月19日没）
- ▽榎本 千代子さん（堺支部 榎本 一代・母堂、
令和2年4月10日没、83歳）
- ▽高島 淑子さん（中河内支部 高島 康弘・母堂、
令和2年5月23日没、88歳）

訃報の対応について

事務局職員が在館する場合

- ① 電話で職員の在館を確認した上で、従来通り会館にFAXで連絡する。
- ② これを受けた職員は、所定の範囲の役員等にFAXで連絡する。

支部別会員数(R2・6・1現在)

○内数字は法人会員数

支部	会員数	増減	支部	会員数	増減
北	156⑩	-1	北河内	79②	1
中央	135⑥	0	北 摂	154③	2
大阪城	137⑭	0	堺	150①	-2
中河内	107①	1	泉 州	76⑦	-1
			合 計	994④	0

法人会員数43法人 (+4)

※増減は前回R2年3月1日比

本会社会事業部員

森 脇 英 明 内 山 善 雄
今 村 健太郎 三 谷 善 樹
森 留 禎 雄 富 澤 祐 二
坂 田 宏 志
(社会事業部担当副会長) 久 保 加奈子

支部社会事業（広報）担当責任者

北 奥田 祐次 中 央 阿部 孝信
大阪城 久保 尚之 中河内 森山 泰久
北河内 大津 拓馬 北 摂 吉田 孝信
堺 杉田 育香 泉 州 向井 常能
(事務局) 山口 知晃



■発行所 大阪土地家屋調査士会
■〒 540-0023 大阪市中央区北新町3番5号
■電 話 06(6942)3330 (代)
■FAX 06(6941)8070
■E-mail: otkc-3330@chosashi-osaka.jp
■ホームページ: <http://www.chosashi-osaka.jp>

測量機器総合保険

(動産総合保険)

のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

**業務使用中、携行中、保管中等の
偶然な事故による損害に対し、
保険金をお支払いします。**

特徴1

例えば

1

測量中誤って
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、
自宅等に保管中に
盗難にあった。



等

特徴2

個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の保険料

測量機器総合保険(本制度): 42,940円

動産総合保険(個別加入): 64,800円

※縮小支払割合90%、免責15万円適用

**約34%
割安**

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。

ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

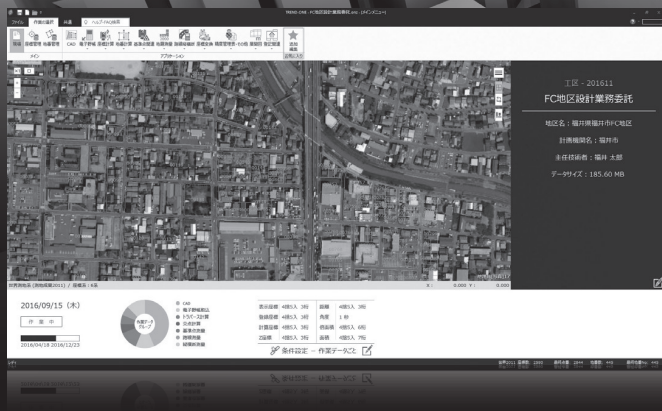
三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー



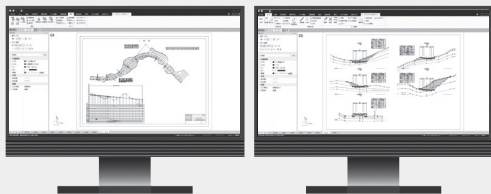
最強の64bitアプリケーション
「TREND-ONE」誕生!

TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】

マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ



地番情報を表示しながら図面編集:測点表示で網確認:線形表示と縦横断:
CAD&CAD表示で一般図...比較確認など抜群の効率化を実現

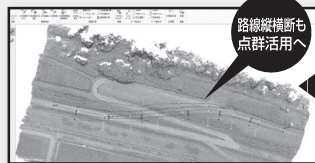
点群活用! TREND-POINT連携!



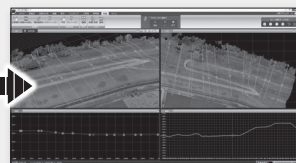
TREND-ONE
測量CADシステム【トレンドワン】



TREND-POINT
3D点群処理システム【トレンドポイント】



路線縦横断も
点群活用へ



3Dトレースや現況地形をもとに路線線形計画や概略設計

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3 (自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

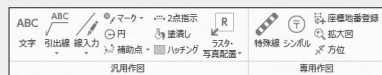
現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院【標準地図】・【写真】等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン

特許出願中

文字

シンボル

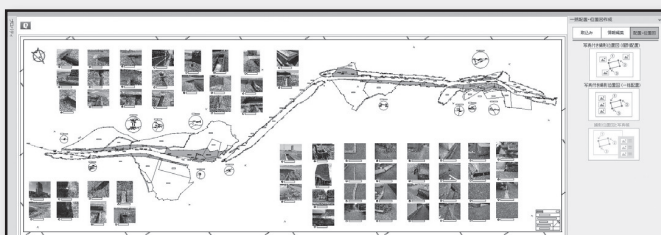
ラスタ写真
配置
一括配置・
位置図作成

線入力

引出線

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量枚数の写真・点群画像等々、巨大なデータも手軽に

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

検索

<http://const.fukuicompu.co.jp>

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

新 最短合格講座

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ

DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

毎月1日
開講!
入学随時!



内堀 博夫

レクチャー 本学院専任講師

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面に関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。单元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績のもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用
教材

学習補助教材	最新版 土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
	テキスト 合格ノートⅠ 不動産登記法編〈総論、表題部所有者、土地〉	1冊
	テキスト 合格ノートⅡ 不動産登記法編〈建物、区分建物、申請書様式〉	1冊
択一式学習用教材	テキスト 合格ノートⅢ 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノートⅣ 土地家屋調査士法編	1冊
	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成〈第六版〉および調査士作図演習帳	各1冊
書式学習用教材	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地／答案用紙冊子〈練習問題用〉	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物／答案用紙冊子〈練習問題用〉	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物／答案用紙冊子〈練習問題用〉	各1冊
	新版 択一過去問マスターⅠ〈民法、土地家屋調査士、総論〉〈第六版〉	1冊
	新版 択一過去問マスターⅡ〈土地、建物、区分建物〉〈第六版〉	1冊
問題集	新版 書式過去問マスターⅠ〈土地〉〈第三版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ〈建物、区分建物〉〈第三版〉	1冊
	問題編〈択一:5回/書式:3回の合計8回分を収録〉書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
提出課題	解説編〈各回別冊〉	8冊
実力確認テスト	本試験形式〈問題編・解説編〉	各1冊
解説講義	DVDまたはダウンロード(WMV)ファイル〈約2時間30分/1巻〉	全31巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」〈直角二等辺三角形(2枚)〉	1セット
	全円分度器	1枚

会長の推薦状があれば、

特別減免学費で
お申込みできます。



学費
(10%税込)

土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 193,600円
- 特別減免学費 145,200円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

東京法経学院

★TEL. 03 (6228) 1453

★FAX. 03 (3266) 8018

★HP. <http://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



通信教育



メディア通信

資料請求



【好評図書のご案内】

「特措法」、「適正化法」に焦点を当て、
用語解説等の基礎知識から登記実務まで、網羅的に解説！



Q&A 所有者不明土地特措法・ 表題部所有者不明土地 適正化法の実務と登記

元・東京法務局城北出張所所長、元・甲府地方法務局首席登記官 後藤浩平 著
2020年3月刊 A5判 488頁 本体4,800円＋税

特措法

適正化法

特措法施行令

適正化法施行規則

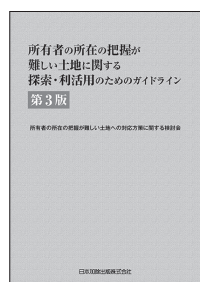
特措法施行規則

適正化法関連通知

特措法関連通知・通達

110問 全て
この一冊に！

民法・不動産登記法・登録免許税
の特例措置も解説



所有者の所在の把握が難しい 土地に関する探索・利活用のための ガイドライン 第3版

～所有者不明土地探索・利活用ガイドライン～

令和元年
12月公表の
内容を反映！

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会
2020年2月刊 B5判 364頁 本体2,300円＋税



区分建物表示登記に関する事例と実務

敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による
権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合理約、合意規約

伊藤直樹 監修
遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著
2019年12月刊 B5判 240頁 本体2,900円＋税

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦



変則型登記、権利能力なき社団・ 認可地縁団体等に関する登記手続と法律実務

所有者不明土地、表題部所有者不明土地、相続人探索、字持地、
多数共有地、財産区、特殊な名義

正影秀明 著 2019年12月刊 A5判 520頁 本体5,100円＋税



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo